

大分市自動販売機設置事業者募集要項

大分市では、市有財産の有効活用を図るため、自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を一般競争入札により公募します。

なお、参加される方は、次の各事項を承諾の上、お申し込みください。

1. 入札物件

入札物件（貸付物件）は、別表「貸付物件一覧表」のとおりです。

入札は、各グループを1単位としてグループごとに行います。

2. 設置条件等

(1) 契約について

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産の一部を貸付けることとし、賃貸借契約となります。

(2) 貸付期間

- ・グループ1～9

令和元年8月1日～令和4年7月31日（3年間）

(3) 設置自販機の種類

清涼飲料水等の自販機

(4) 設置者の費用負担

① 貸付料

貸付料の総額（契約金額）は、落札価格に契約月数を乗じ、現行の消費税相当額を加えた金額（落札価格×36か月＋消費税及び地方消費税相当額）となります。

なお、消費税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が変動した場合の差額は、変動後の税率により計算した額を基に変更契約を行い対応します。変更契約に係る印税紙は、事業者負担とします。

年度ごとの貸付料は、市が発行する納付書により市が指定する期日までに全額を一括納付してください。

② 電気料及び水道料

電気使用料金及び水道使用料金は実費負担となりますので、設置する自販機には電気及び水道の使用量を計る子メーターを設置してください。ただし、子

メーターを設置し難い場合は、市の承認を受け設置しないことができます。

電気使用料及び水道使用料は、「大分市普通財産貸付基準」に定める「光熱水費等の算定方法」により、子メーターを設置したものについては、その使用量を基に「光熱水費等の算定方法 子メーターがある場合」により算定した額とし、子メーターを設置しないものについては、自販機の消費電力量を基に本市の「光熱水費等の算定方法 子メーターがない場合」により算定した額とします。

なお、電気使用料および水道使用料の納入期限は、子メーターを設置したものについては、市が毎月発行する納入通知書によるものとし、子メーターを設置しないものについては、「① 貸付料」と併せて、市が指定する期日までに当該年度分全額を一括納付していただきます。

③設置費等

自販機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置事業者の負担となります。

(5) 自販機の設置について

- ①本体規格については、物件ごとに記載した大きさ以内のものにしてください。ただし、大きさに不具合が生ずる場合は市と協議するものとします。
- ②自販機の設置にあたっては、耐震対策（転倒防止策）を行ってください。その際は、できる限り庁舎の躯体に負担のかからない方法で安全に設置してください。

(6) 自販機の機能について

- ①自販機の機種は、省エネ法に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー効率の良い自販機を設置してください。
- ②自販機窃盗被害の発生防止のため、防犯対策等を講じてください。
- ③真空断熱材が採用されている機種としてください。
- ④ノンフロン対応機としてください。
- ⑤設置する自販機は、原則として誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの機種を設置してください。
- ⑥災害対応型自販機等、自販機の機能や配色等について、個別条件が付されている場合は、その条件に従い設置してください。なお、災害対応型自販機を設置した場合は、市と「災害時における救援物資提供に関する協定」を締結するものとします。

(7) 維持管理について

①フルオペレーション

自販機の設置から商品の補充、金銭管理、自販機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自販機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務は、設置事業者の責任において行ってください。

②容器の回収

販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを自販機横に設置する等、適切に回収・リサイクルしてください。

③搬入・搬出

商品の搬入、使用済容器の回収時間及び経路については、各施設管理者と協議のうえ、その指示に従ってください。

④衛生管理

賞味期限に注意する等、販売品の衛生管理感染症対策については、徹底を図ってください。

⑤緊急連絡先

自販機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応してください。また、設置する自販機には、故障等が発生した場合の連絡先を明示してください。

⑥販売価格

販売品の売価は、設置事業者により任意に設定してください。ただし、標準小売価格より高い価格では販売しないでください。

⑦販売実績の報告

設置事業者は、1年間の販売実績（自販機1台ごとの販売本数・金額）を集計し、毎年8月末日までに管財課に販売実績報告書（任意の書式で可）を提出してください。

(8) 禁止事項

①貸付物件を自販機設置以外の用途で使用することはできません。

②自販機設置の権利については、第三者への譲渡・転貸、又は他の権利を設定することはできません。

③貸付期間中は、グループ内の自販機全部について販売を継続してください。貸付物件の一部を選択し、販売を中止することはできません。

④酒類の販売を行うことはできません。

(9) 原状回復等

設置事業者は、貸付物件を貸付期間が満了する日までに、契約が解除された場合

は市が指定する日までに、原状に回復してください。

なお、設置事業者は、原状回復に要した費用、設置に伴い要した費用、改良費等の有益費その他の費用の支出があっても、市に対して補償を請求することができません。

ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間も引き続き同じ貸付物件を使用できることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

3. 入札及び開札の日時

日 時	場 所
令和元年 7 月 17 日 (水) 入札締め切り後即 開札	大分市役所本庁舎 9 階第 2 入札室
グループ 1 午前 9 時～	
グループ 2 午前 9 時 30 分～	
グループ 3 午前 10 時～	
グループ 4 午前 10 時 30 分～	
グループ 5 午前 11 時～	
グループ 6 午前 11 時 30 分～	
グループ 7 午後 1 時 30 分～	
グループ 8 午後 2 時～	
グループ 9 午後 2 時 30 分～	

4. 入札参加申込期間

申込期間	申込場所
令和元年 6 月 10 日 (月) ～ 令和元年 6 月 28 日 (金) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土・日曜日を除く)	大分市財務部管財課財産管理担当班 (大分市役所本庁舎 5 階) 電話 097-537-5608

※電話、郵送等による申し込みはできません。

5. 現地説明会

現地説明会を行いませんが、各自で事前に施設を視察する場合は、各施設所管課に事前に連絡を取った上、視察されますようお願い致します。

6. 入札参加資格要件

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていなければいけません。

(1) 地域要件

- ・グループ 1～6、9

個人の場合は大分市に住所を、法人の場合は大分市内に本店又は支店・営業所を有していること。

- ・グループ 7、8

個人の場合は大分市に住所を、**法人の場合は大分市内に本店を有していること。**

(2) 過去2年間において、自販機設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有していること。

(3) 次の各号に該当するものは、入札に参加できません。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すると認められる者。
- ②市税を滞納している者。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員。または、これらの暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者。
- ④暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとする者。

7. 入札参加の申込方法等

(1) 申込方法

入札参加申込書に必要事項を記入・押印（実印）の上、申し込みに必要な書類を添えて受付期間内に大分市財務部管財課財産管理担当班（大分市役所本庁舎5階）へ直接持参してください。

(2) 提出書類

- ①入札参加申込書（第1号様式）
- ②市税完納証明書
- ③印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ④誓約書（第2号様式）
- ⑤夏季・冬季別販売予定品目一覧表（第3号様式）
※任意書式（商品名、容器種別、内容量、販売予定価格の分かるもの）
- ⑥設置予定自販機の仕様が分かる資料
- ⑦上記「5. 入札参加資格要件（2）」の実績を申告する書類
（例）契約書の写し
- ⑧個人の場合は住民票、法人の場合は現在事項証明書（**グループ7、8に申し込む場合に限り提出**）

(3) 複数のグループに申し込みする場合

- ①「入札参加申込書」は、申込グループごとに提出してください。
- ②「入札参加申込書」以外の各証明書は、1部の提出で結構です。

8. 入札

(1) 入札時に持参するもの

- ①入札参加申込書の写し（申し込みの受付時にお渡ししたもの）
- ②実印
- ③法人の場合は、代表者印を持参すること。

なお、代理人が入札する場合は、代表者印を押印した委任状と、代理人の認印が必要になります。

④入札書

(2) 入札の方法

- ①入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名・押印（実印）のうえ、入札執行者の指示に従って入札書を提出してください。
- ②入札書に記載する入札金額は、1か月間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載してください。
- ③入札は、代理人に行わせることができます。この場合、当該代理人をして、入札グループごとに委任状を提出してください。

(3) 入札の無効

次の事項に該当する入札は、無効とします。

- ①入札者として資格の無いものとした入札。
- ②競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められるものとした入札。
- ③同一グループの入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札。
- ④入札金額を訂正した入札。
- ⑤入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。
- ⑥前各号に定めるもののほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札。

9. 再度入札

(1) 再度入札

- ①開札をした場合に、予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。
- ②再度入札の回数は、2回以内とします。
- ③再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、

当該入札が無効とされなかった者に限ります。

10. 設置事業者の決定

(1) 設置事業者は、大分市が定める予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とします。

(2) 設置事業者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて設置事業者を決定します。

この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない大分市職員にくじを引かせます。

11. 契約の締結

設置事業者に決定した者は、以下の手続きを行っていただきます。

(1) 行政財産貸付申請書（本市様式）を提出してください。

(2) 設置場所における自販機及び使用済み容器回収ボックスの配置図を提出してください。

(3) 設置事業者は、決定の通知を受けた日から7日以内に賃貸借契約を締結していただきます。

①貸付契約は、総価（落札価格×36か月＋消費税及び地方消費税相当額）で行います。

なお、貸付期間中に消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更契約を締結するものとします。

②本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

③本件契約を締結しない場合は、落札は取り消しとなります。

(4) 設置事業者は、グループ内の物件ごとの貸付料明細を提出していただきます。

12. その他

(1) 本募集要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、大分市公有財産規則、大分市契約事務規則、その他関係法令の定めるところによります。

(2) 本件入札に関する問い合わせ先

大分市荷揚町2番31号 大分市役所5階

大分市財務部管財課財産管理担当班

電話（代表）097-534-6111（内線）1228

（直通）097-537-5608